



# ピチピチ 消費生活だより

令和6年2月号

こんにちは😊 岡山市消費生活センターです！  
春の訪れを待ちわびる頃となりましたが、いかがお過ごしでしょうか？今月は、賃貸借トラブルについて、未然に防ぐためのポイントも併せて紹介しています。

## 【事例】

3年間住居した賃貸アパートを退去後、貸主から、ハウスクリーニング費用やクロスの張り替え費用など10万円の原状回復費用を請求された。契約書には、原状回復に関する特約もなく、きれいに使っていたため納得できない。

## 賃貸借トラブル！ 防止のための ポイント

## 【ひとことアドバイス】

部屋をチェック！  
写真やメモを残しておこう。  
契約書もよく読もうね。



- ★退去の際には、精算内容をよく確認し、納得できない点は貸主側に説明を求めましょう。
- ★退去時のトラブルを未然に防止するためには、入居前に部屋に傷や汚れがないかチェックしておくことが大切です。
- ★契約時に契約書や退去時の特約などをよく読み、契約書に不明なことがあれば、事前に家主や仲介業者へ確認しておきましょう。
- ★国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」も参考にしましょう。

「おかしいな」「困ったな」と感じたら、気軽にご相談ください。

## 岡山市消費生活センター

相談専用 : ☎ (086) 803-1109

(消費者ホットライン188も可)

受付時間 : 月～金曜日 9時～16時

(祝日・年末年始除く)

消費生活相談  
フォームによる  
ご相談は  
こちらから→

